

## みやぎNPO夢ファンド助成審査基準

2004.03.02 運用委員会承認

2005.01.15 改定

### 1. 審査基準項目

各プログラムの趣旨に沿い、以下の5項目により審査を実施する。

#### (1) 人材育成支援プログラム

- (a) 公益性・社会性 団体の活動が十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- (b) 事業の適正性 申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
  - ・ 団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な研修企画であるか。
  - ・ 研修の対象者の範囲および人数が適切か。
  - ・ 研修のスケジュールが適切に設定されているか。
- (c) 事業の緊急性・必要性 団体内の状況とあわせて、研修を行う緊急性・必要性がどの程度明確に提示されているか。
- (d) 予算の適正性・助成の必要性 自己負担額の設定など、予算の設定が適切であるか。資金の使途が適切であるか。助成金の必要性が明確に示されているか。
- (e) 成果目標 研修による現実的かつ適切な成果目標が明確に認識されているか。

#### (2) ステップアップ支援プログラム

- (a) 公益性・社会性 団体の活動や申請事業が十分な（社会的弱者の保護など、自治体が直接実施してしかるべきほどの）公益性・社会性を有したものであるか。また、既存の補助金・助成金の仕組みの中で支援対象となっていない事業であるか。
- (b) 事業の緊急性・必要性 社会のニーズを照らし合わせて十分な緊急性、必要性を持っているといえるか。
- (c) 事業の適正性 事業計画が適切に作成されているか。
  - ・ 団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な事業企画であるか。
  - ・ 事業の成長、安定化についてのビジョンが明確になっているか。
- (d) 予算の適正性・助成の必要性 資金の使途が適切であるか、助成金の必要性が明確に示されているか。
- (e) 助成期間後のビジョン 助成期間後の事業運営（団体運営）についてのビジョンが提示されているか。

#### (3) スタートアップ支援プログラム

- (a) 公益性・社会性 団体の活動が十分な公益性・社会性を有したものであるか
- (b) 事業の必要性 団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な事業企画であるか。その事業を行う必要性がどの程度明確に提示されているか。
- (c) 新規性・発展性

申請事業が助成の趣旨と合致しているか

- ・ 既存団体の新規事業立ち上げ、または、新規団体の立ち上げであるか
- ・ 新規性・発展性が見られるか。地域のニーズをどれだけ反映できているか

(d) 予算の適正性・助成の必要性

資金の使途が適切であるか、助成金の必要性が明確に示されているか。

(e) 成果目標 事業による現実的な成果目標が明確に認識されているか。

## 2. 選考方法

応募があった企画について、書類による第1次審査を行う。これを通過した団体について、公開コンペ方式による第2次審査を実施する。

両審査ともに、上述の審査基準によって運用委員が点数をつける得点方式で行う。得点の合計に基づいて運用委員会で協議を行い、その結果を元に、基金設置者（宮城県）が助成先を決定する。

< 第1次審査、第2次審査共通項目 >

- ・ 各運用委員持ち点 審査基準（5項目）× 5点 = 25点
- ・ 満点 運用委員の得点の合計（9名全員出席なら 225点満点）

< 第1次審査（書類審査）について >

- ・ 満点の6/10以上（9名全員出席なら 135点以上）の点数を獲得した団体の中から、プログラムごとに、点数が高い順に募集枠数の2倍まで（募集枠が1枠しかない場合は、4倍まで）を第1次審査通過団体とする。
- ・ 当落線上に同一得点を獲得した団体が並んだ場合、それらの団体はともに第1次審査通過となる。

< 第2次審査（公開コンペ）について >

- ・ 各団体のプレゼンテーションを受けて、運用委員が改めて採点を行う。
- ・ 満点の6/10以上の点数を獲得した団体の中から、点数が高い順に第2次審査通過団体を決定する。（ただし出席の2/3の運用委員が同意した場合には、各プログラムごとに1団体に限り、順番の入れ替えができることとする。）
- ・ 状況により、運用委員の協議を経て、各プログラムの助成枠数を調整することがある。

< 第2次審査（公開コンペ）での発表について >

- ・ 発表時間
  - 人材育成支援プログラム および スタートアップ支援プログラム
  - 発表5分 質疑5分 計10分
  - ステップアップ支援プログラム
  - 発表10分 質疑10分 計20分
- ・ 発表内容（共通）
  - 団体の概要
  - 今回の応募事業の内容
  - 事業実施により期待される成果 など